

参考 1 機構が行う農地中間管理事業など

	農地の貸借		農地の保全管理等		農地の売買	
	農地中間管理事業	新規就農者農地確保支援事業	借受農地管理等事業	遊休農地解消緊急対策事業	農地売買等支援事業	農林地売買等事業
1 実施地域	市街化区域外	同左	主として農業振興地域内	農用地区域内	農用地区域内	農業振興地域内
2 対象土地	① 農用地 ② 採草放牧地 ③ 農業用施設用地 ④ 開発して①～③	同左	① 田 ② 畑 ③ 樹園地	農業委員会の「緑」判定の農地	① 農用地 ② 採草放牧地 ③ 農業用施設用地 ④ 開発して①～③	同左
3 概要	<p>「地域計画」実現のための貸借の仕組みで、主として次の者への農地集積を行う。</p> <p>① 「目標地図」掲載者 ② 地域計画内であれば、「①以外の者で、市町、農業委員会が地域計画達成のために記載された者」 地域計画外であれば「市町、農業委員会が地域農業発展のため必要と認める者」</p>	<p>認定新規就農者（就農後、3年以内の者を対象）</p> <p>契約期間の初めの1/2（上限5年）について、賃料を助成する事業</p> <p>※ 当該契約期間が6年以上</p>	<p>中間管理事業で借入し、貸付けるまでの公社保有中に、次の作業を第三者に委託し保全管理等実施。</p> <p>[対象農作業] 耕耘、除草、防除等 …… 耕耘、除草、除礫、抜根</p> <p>[地権者からの公社借入内容] 賃貸借、使用貸借 …… 使用貸借限定（10年以上の期間設定）</p> <p>[作業実施者] 借受者以外の者 …… 借受者も可</p> <p>[作業料金] 作業金額 43千円/10a の上限設定</p>	<p>所有権移転（売買）</p> <p>① [基本タイプ] 公社買入後、速やかに受け手に売渡す ※農林地売買事業では、主として農地基盤整備事業実施地区内での（換地のための）従前地売買</p> <p>② [一時貸付タイプ] 公社買入後、受け手と5年以内の賃借権設定し、賃借権終了後、受け手と売買契約を締結し売渡す</p> <p>③ [分割払いタイプ] 公社買入後、受け手に5年以内の分割払契約と使用賃借権設定をし、分割払完了後売渡す</p> <p>[売買] 譲渡所得税の軽減 年800万円まで特別控除 登録免許税、不動産取得税の軽減</p>		